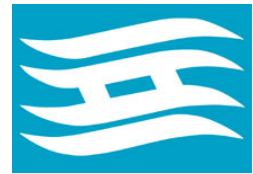


兵庫県公報

平成21年4月1日 水曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	10

公布された法令のあらまし

- 職員給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年4月1日

兵庫県人事委員会
委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

- 第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
- 第4条第1号中「県立健康環境科学研究センター」を「県立健康生活科学研究所」に改め、同条第2号中「健康福祉事務所」の右に「、県立健康生活科学研究所」を加える。
- 第5条中「、県立健康環境科学研究センター所長」を「、県立健康生活科学研究所所長」に改める。
- 別表第12 7級の項第2号中「副参事、」を削り、同表9級の項第2号を次のように改める。
- (2) 県民局の副局長、総務室長及び県民室長の職務又は困難な業務を所掌する地方機関の長の職務若しくは県民局の所長の職務
- 別表第15 5級の項第1号中「困難な業務を行う係長」を「上席係長」に改め、同表6級の項第3号中「特に困難な業務を行う係長」を「困難な業務を行う上席係長」に改める。
- 別表第17の2中明石県税事務所の項、明石農業改良普及センターの項及び明石土木事務所の項を削り、県立明石城西高等学校の項の次に次の項を加える。

警察本部総務部総務課 取調べ監督室東播・淡路方面分室	明石市藤江	1級地
-------------------------------	-------	-----

- 別表第17の2中川西健康福祉事務所の項及び川西保健事務所の項を削る。
別表第17の2西宮子ども家庭センター川西分室の項を次のように改める。

川西子ども家庭センター	川西市火打1丁目	1級地
-------------	----------	-----

- 別表第23を次のように改める。
別表第23（第37条関係）

職 員	割 合
1 管理職手当規則別表第1に規定する区分が1種の職を占める職員	100分の20
2 管理職手当規則別表第1に規定する区分が2種の職を占める職員	100分の15
3 管理職手当規則別表第1に規定する区分が3種の職を占める職員のうち次に掲げる職員 (1) 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が9級以上の職員 (2) 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が4級の職員 (3) 知事の事務部局の職員のうち次の職を占める職員 ア 本庁の課長及び室長（行政職8級の者のうち、職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）別表第1に規定する人事委員会が定める者に限る。） イ 地方機関の長、県民局の総務室及び県民室の副室長、県民局の所長、県民局の参事、但馬長寿の郷の管理部長、東京事務所次長、県立大学事務局の企画調整部長及び学務部長、県立健康生活科学研究所のセンター長、県立工業技術センターの工業技術支援センター所長、県立但馬技術大学の豊岡高等技術専門学院長、県立農林水産技術総合センターの農業大学校長及び技術センター所長並びに県立淡路景観園芸学校副校長 (4) 教育委員会事務局の職員のうち次の職を占める職員 ア 本庁の課長 イ 地方機関の長及び県立人と自然の博物館次長 (5) 警察本部の職員のうち次の職を占める職員 ア 本部及び市警察部の課長 イ 訟務官 ウ 科学捜査研究所長 エ 機動捜査隊長 オ 生活安全特別捜査隊長 カ 機動パトロール隊長 キ 鉄道警察隊長 ク 運転免許試験場長 ケ 交通機動隊長 コ 高速道路交通警察隊長 サ 機動隊長 シ 警察署長 ス 警察署の副署長 (6) 議会事務局の課長及び室長の職を占める職員 (7) 監査委員事務局の課長の職を占める職員 (8) 人事委員会事務局の課長の職を占める職員 (9) 労働委員会事務局の課長の職を占める職員	100分の10

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 知事の事務部局の款、教育委員会事務局の款及び警察本部の款を次のように改める。

知事の 事務部 局	本庁	(1) 理事 (2) 会計管理者 (3) 部長	1種
-----------------	----	-------------------------------	----

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 局長（行政職10級の者に限る。） (5) 知事室長 (6) 参事（行政職10級の者に限る。） (7) 政策参事 (8) ものづくり教育参事 (9) 観光参事 (10) 医監 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 出納局長 (2) 局長（行政職10級の者を除く。） (3) 政策室長 (4) 住宅参事 (5) 工事検査室長 	2種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 参事（行政職 9 級及び医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (2) 医療指導官 (3) 課長 (4) 室長（行政職 8 級の者のうち、人事委員会が定める者に限る。） (5) 職員相談員 	3種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 室長（管理職手当に係る区分が 3 種の職を占める者を除く。） (2) 参事(行政職 9 級及び10級並びに医師・歯科医師職 4 級の参事を除く。) (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 主任生活科学専門員（行政職 8 級の者に限る。） (11) 主任技術専門員（行政職 8 級の者に限る。） 	4種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 副課長 (2) 副室長 (3) 主幹 (4) 研究参事 	5種
	水産課はやたか船長	7種
地方機 関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫陶芸美術館長 (2) 県民局長 (3) 東京事務所長 (4) 自治研修所長 (5) 県立大学事務局長 (6) 県立健康生活科学研究所長 (7) 県立こどもの館^{やかた}館長 (8) 中央こども家庭センター所長 (9) 県立工業技術センター所長 (10) 県立農林水産技術総合センター所長 (11) 県立淡路景観園芸学校長 (12) 森林動物研究センター所長 	1種

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民局の副局長、総務室長及び県民室長並びに但馬長寿の郷長 (2) 県税事務所長（行政職9級の者に限る。） (3) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (4) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者に限る。） (5) 土木事務所長（行政職9級の者に限る。） (6) 県立大学事務局の副局長及び事務部長（播磨光都キャンパス、姫路新 在家キャンパス及び淡路キャンパスの事務部長を除く。） (7) 県立健康生活科学研究所副研究所長 (8) 西宮こども家庭センター所長 (9) 県立総合衛生学院長 (10) 県立工業技術センター次長 (11) 県立農林水産技術総合センター次長 	2種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター所長 (2) 兵庫陶芸美術館副館長 (3) 県立男女共同参画センター所長 (4) 県民局の副室長（行政職8級の者に限る。） (5) 但馬長寿の郷の管理部長 (6) 県民局の参事（健康福祉事務所の参事を除く。） (7) 県税事務所長（行政職9級の者を除く。） (8) 但馬文教府長 (9) 文化会館長 (10) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者を除く。） (11) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者を除く。） (12) 農業改良普及センター所長（行政職8級の者に限る。） (13) 但馬水産事務所長 (14) 土地改良事務所長 (15) 土木事務所長（行政職9級の者を除く。） (16) 尼崎港管理事務所長 (17) 姫路港管理事務所長 (18) 但馬空港管理事務所長 (19) 東京事務所次長（総括次長に限る。） (20) 職員健康管理センターの所長及び職員診療所長（医師・歯科医師職4 級及び3級の者に限る。） (21) 県立大学事務局の企画調整部長及び学務部長 (22) 広域防災センター長 (23) 県立健康生活科学研究所のセンター長 (24) 保健所長 (25) こども家庭センター所長（中央及び西宮のこども家庭センター所長を 除く。） (26) 県立明石学園長 (27) 県立総合衛生学院副学院長 (28) 食肉衛生検査センター所長 (29) 動物愛護センター所長 (30) 県立身体障害者更生相談所長 (31) 県立精神保健福祉センター所長及び次長 (32) 県立工業技術センターの工業技術支援センター所長 (33) 県立但馬技術大学の副大学校長及び部長 	3種

	<ul style="list-style-type: none"> (34) 県立但馬技術大学校豊岡高等技術専門学院長 (35) 県立高等技術専門学院長 (36) 県立障害者高等技術専門学院長 (37) 兵庫障害者職業能力開発校長 (38) 旅券事務所長 (39) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校長及び技術センター所長 (40) 家畜保健衛生所長 (41) 六甲治山事務所長 (42) 森林動物研究センター次長 (43) 県立淡路景観園芸学校副校長 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 淡路文化会館副館長 (2) 生活科学センター所長 (3) 農業改良普及センター所長（行政職 8 級の者を除く。） (4) 土木事務所の室長 (5) 参事（兵庫陶芸美術館、健康福祉事務所及び県立身体障害者更生相談所の参事に限る。） (6) 東京事務所次長（総括次長を除く。） (7) 自治研修所次長 (8) 県立大学事務局の事務部長（播磨光都キャンパス、姫路新在家キャンパス及び淡路キャンパスの事務部長に限る。） (9) 広域防災センターの部長及び消防学校長 (10) 県立健康生活科学研究所健康科学研究センターの副センター長及び危機管理部長又は県立健康生活科学研究所生活科学総合センターの部長 (11) 県立こどもの館^{やまた}幼児教育センター所長 (12) 県立女性家庭センター所長 (13) 県立総合衛生学院事務部長 (14) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職 8 級の者に限る。） (15) 県立知的障害者更生相談所長 (16) 県立工業技術センター総務部長 (17) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (18) 森林動物研究センターの部長 (19) 県立淡路景観園芸学校総務部長 	4 種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民局の副室長（行政職 8 級の者を除く。） (2) 副所長（生活科学センターの副所長を除く。） (3) 主幹 (4) 西播磨文化会館副館長 (5) 但馬文教府副館長 (6) 淡路文化会館副館長 (7) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職 4 級及び 3 級の者を除く。） (8) 県立大学事務局の事務部次長 (9) 広域防災センターの消防学校副校長 (10) 県立健康生活科学研究所健康科学研究センターの部長（危機管理部長を除く。） (11) 保健事務所長 (12) 県立こどもの館^{やまた}副館長 (13) 県立明石学園副園長 	5 種

		(14) 県立総合衛生学院の事務部次長及び看護部長 (15) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。） (16) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長 (17) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）及び総務部次長 (18) 県立但馬技術大学の部次長及び豊岡高等技術専門学院副学院長 (19) 県立高等技術専門学院副学院長 (20) 県立障害者高等技術専門学院副学院長 (21) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (22) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長並びに技術センターの部長、病虫害防除所長、但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (23) 県立淡路景観園芸学校総務部次長	
		(1) 生活科学センター副所長 (2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター研究主幹	6種
		県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長	7種
教育委員会事務局	本庁	教育次長	2種
		(1) 参事（行政職9級の者に限る。） (2) 課長	3種
		(1) 室長 (2) 参事（行政職9級の者を除く。）	4種
		(1) 副課長 (2) 主幹	5種
	地方機関	(1) 県立美術館の館長及び副館長（行政職10級の者に限る。） (2) 県立図書館長 (3) 県立歴史博物館長 (4) 県立人と自然の博物館長 (5) 県立考古博物館長	1種
		(1) 県立南但馬自然学校長 (2) 県立但馬やまびこの郷所長 (3) 県立教育研修所長 (4) 県立コウノトリの郷公園長	2種
		(1) 教育事務所長 (2) 県立美術館副館長（行政職9級の者に限る。） (3) 県立図書館次長（行政職9級の者に限る。） (4) 県立歴史博物館次長（行政職9級の者に限る。） (5) 県立人と自然の博物館次長（行政職9級及び研究職5級の者に限る。） (6) 県立考古博物館副館長	3種
		(1) 県立特別支援教育センター所長（兼務者を除く。） (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職8級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職8級の者に限る。） (4) 県立教育研修所の部長及び参事（これらの職員のうち、兼務者を除く。） (5) 県立図書館次長（行政職8級の者に限る。）	4種

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 県立歴史博物館次長（行政職 8 級の者に限る。） (7) 県立人と自然の博物館次長（行政職 8 級の者に限る。） (8) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職 8 級の者に限る。） (9) 県立考古博物館の部長 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育事務所の教育振興室長、副所長及び主幹 (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職 7 級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職 7 級の者に限る。） (4) 県立美術館館長補佐（行政職 8 級の者に限る。） (5) 県立図書館館長補佐（行政職 8 級の者に限る。） (6) 県立歴史博物館館長補佐（行政職 8 級の者に限る。） (7) 県立人と自然の博物館館長補佐（行政職 8 級の者に限る。） (8) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職 7 級の者に限る。） (9) 県立考古博物館の主幹 	5 種
	<p>県立特別支援教育センター副所長</p>	6 種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の事務長 (2) 県立香住高等学校但州丸船長 	7 種
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 参事官 (2) 監察官室長 (3) 監察官 (4) 警察学校長 	2 種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本部及び市警察部の課長 (2) 訟務官 (3) 科学捜査研究所長 (4) 機動捜査隊長 (5) 生活安全特別捜査隊長 (6) 機動パトロール隊長 (7) 鉄道警察隊長 (8) 運転免許試験場長 (9) 交通機動隊長 (10) 高速道路交通警察隊長 (11) 機動隊長 (12) 警察署長 (13) 警察署の副署長（生田、西宮及び姫路警察署の副署長に限る。） (14) 参事（医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） 	3 種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 参事（医師・歯科医師職 4 級の者を除く。） (2) 管理官 (3) 警察署の副署長（東灘、灘、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸西、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、宝塚、明石及び加古川警察署の副署長に限る。） 	4 種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本部及び市警察部の課（室・場）の次席 (2) 科学捜査研究所次長 (3) 機動捜査隊副隊長 (4) 生活安全特別捜査隊副隊長 (5) 機動パトロール隊副隊長 (6) 鉄道警察隊副隊長 	5 種

	(7) 交通機動隊副隊長 (8) 高速道路交通警察隊副隊長 (9) 機動隊副隊長 (10) 警察学校副校長 (11) 警察署の副署長（東灘、灘、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸西、西宮、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、宝塚、明石、加古川及び姫路警察署の副署長を除く。）	
--	--	--

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第3条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項第1号中「観光参事 福祉参事」を「政策参事 ものづくり教育参事 観光参事 医監」に、「公館長」を「公館長 住宅参事」に、「主任広報専門員 主任生活科学専門員（人事労務を担当するものに限る。）」を「主任広報専門員」に、「主幹」を「主幹 研究参事」に改め、同項第2号中「健康福祉部企画少子局総務課、産業労働部産業政策局産業政策課」を「健康福祉部社会福祉局総務課、産業労働部政策労働局総務課」に改める。

別表知事部局の款中県立生活科学総合センターの項を削り、県民局の項を次のように改める。

県民局	局長 副局長 総務室長 県民室長 参事 事務所長 副室長 但馬長寿の郷長 但馬文教府長 文化会館長 生活科学センター所長 農業改良普及センター所長 土木事務所の室長 但馬長寿の郷の管理部長 副所長 副館長 主幹 総務防災課長 企画管理課長 防災専門官
-----	---

別表知事部局の款職員健康管理センターの項第1号中「所長 主幹」を「所長 室長 主幹」に改める。
 別表知事部局の款県立健康環境科学研究センターの項を次のように改める。

県立健康生活科学研究所	所長 副研究所長 センター長 副センター長 部長 総務課長
-------------	-------------------------------

別表知事部局の款保健所の項を次のように改める。

保健所	所長 副所長 主幹
-----	-----------

別表知事部局の款子ども家庭センターの項を次のように改める。

子ども家庭センター	所長 副所長 主幹 総務課長
-----------	----------------

別表知事部局の款県立女性家庭センターの項及び県立知的障害者更生相談所の項中「所長」を「所長 副所長」に改め、同款県立農林水産技術総合センターの項第3号中「部長」を「部長 部次長」に改める。

別表知事部局の款六甲治山事務所の項及び但馬高原林道建設事務所の項を削り、同款県立淡路景観園芸学校の項中「学校長」を「学校長 副校長」に改める。

別表教育委員会の款事務局の項本庁の目第2号中「行政係長」を「企画・行政係長」に改め、同目第3号中「学校経理係長」を「学校管理係長」に改める。

別表教育委員会の款事務局の項教育事務所の目を次のように改める。

教育事務所	所長 教育振興室長 副所長 主幹 総務課長 教職員課長 教育振興課長 主任管理主事 管理主事
-------	--

別表教育委員会の款県立嬉野台生涯教育センターの項及び県立婦人研修館の項を削る。

（職員任用に関する規則の一部改正）

第4条 職員の任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 7級の項第2号中「副参事、」を削り、同表9級の項第2号を次のように改める。

(2) 県民局の副局長、総務室長及び県民室長の職務又は困難な業務を所掌する地方機関の長の職務若しくは県民局の所長の職務

別表第5 5級の項第1号中「困難な業務を行う係長」を「上席係長」に改め、同表6級の項第3号中「特に困難な業務を行う係長」を「困難な業務を行う上席係長」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

<p>条例第2条第1項第1号</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 財団法人淡路島くこうみ協会 (2) 財団法人計算科学振興財団 (3) 財団法人高輝度光科学研究センター (4) 財団法人新産業創造研究機構 (5) 財団法人ダム技術センター (6) 財団法人地域総合整備財団 (7) 財団法人地域創造 (8) 財団法人阪神・淡路大震災復興基金 (9) 財団法人ひょうご科学技術協会 (10) 財団法人ひょうご環境創造協会 (11) 財団法人兵庫県生きがい創造協会 (12) 財団法人兵庫県園芸・公園協会 (13) 財団法人兵庫県環境クリエイトセンター (14) 財団法人兵庫県勤労福祉協会 (15) 財団法人兵庫県芸術文化協会 (16) 財団法人兵庫県健康財団 (17) 財団法人兵庫県国際交流協会 (18) 財団法人兵庫県雇用開発協会 (19) 財団法人兵庫県住宅建築総合センター (20) 財団法人兵庫県住宅再建共済基金 (21) 財団法人兵庫県人権啓発協会 (22) 公益財団法人兵庫県青少年本部 (23) 財団法人兵庫県体育協会 (24) 財団法人兵庫県まちづくり技術センター (25) 財団法人ひょうご産業活性化センター (26) 財団法人ひょうご情報教育機構 (27) 財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 (28) 財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 (29) 財団法人暴力団追放兵庫県民センター (30) 社団法人兵庫みどり公社 (31) 独立行政法人空港周辺整備機構 (32) 大阪湾広域臨海環境整備センター (33) 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 (34) 兵庫県住宅供給公社 (35) 兵庫県道路公社 (36) 兵庫県土地開発公社 (37) 地方公営企業等金融機構
--------------------	--

条例第2条第1項第2号	(1) 財団法人国際エメックスセンター (2) 財団法人兵庫県学校厚生会 (3) 財団法人兵庫県職員互助会 (4) 財団法人兵庫県水産振興基金 (5) 財団法人兵庫丹波の森協会 (6) 社団法人瀬戸内海環境保全協会 (7) 社団法人兵庫県計量協会 (8) 社団法人兵庫県高圧ガス保安協会 (9) 社団法人兵庫県高等学校教育振興会 (10) 社団法人ひょうごツーリズム協会 (11) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 (12) 神戸商工会議所
条例第2条第1項第3号	(1) 財団法人自治体国際化協会 (2) 財団法人地球環境戦略研究機関 (3) 財団法人都市防災研究所 (4) 日本赤十字社 (5) 独立行政法人理化学研究所

備考 この表の右欄に掲げる団体の名称は、平成21年4月1日においてそれらの名称を有する団体を示し、その後におけるそれらの名称の変更によって影響されるものではない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

条例第9条第1号	(1) 新西宮ヨットハーバー株式会社 (2) 但馬空港ターミナル株式会社 (3) 株式会社北摂コミュニティ開発センター (4) 株式会社夢舞台
条例第9条第2号	(1) 関西国際空港株式会社 (2) 阪神高速道路株式会社

（大学教員等の営利企業役員等の兼業に関する規則の一部改正）

第6条 大学教員等の営利企業役員等の兼業に関する規則（平成16年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「県立健康環境科学研究センター」を「県立健康生活科学研究所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項第5号中「葺合、」の右に「長田、」を加え、「加古川、」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 6 条の 2 関係)

行政職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
知事の内部部局	職員	職員	主任職員	主査	課長補佐 係長 渉外専門員 統計専門員 軽油調査専門員 企画専門員 青少年指導専門員 文化専門員 生涯学習専門員 計量専門員 専門技術員 換地専門員 農地管理専門員 環境創造型農業専門員 林業専門技術員 水産業専門技術員 会計審査・指導専門員 工事検査専門員 技術専門員	室長 副課長 副室長 主幹 課長補佐 副隊長 主任生涯学習専門員 主任渉外専門員 主任統計専門員 主任軽油調査専門員 主任青少年指導専門員 主任文化専門員 主任計量専門員 主任専門技術員 主任換地専門員 主任農地管理専門員 主任工事検査専門員 主任技術専門員	課長 室長 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 子ども安全官 食品安全官 家畜安全官 主任広報専門員 職員相談員 主任技術専門員	局長 出納局長 政策室長 工事検査室長 参事 住宅参事	部長 局長 知事室長 参事 政策参事 ものづくり教育参事 観光参事	理事 会計管理者
兵庫県民総合相談センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐			所長		
兵庫陶芸美術館	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹 所長補佐	参事	副館長	館長	
県立男女共同参画センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐		所長		
県民局								副局長	局長 参事	
室	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 防災専門官 ビジョン専門官 水辺地域づくり専門官 県民運動専門官 青少年指導官 文化専門員 生活科学	副室長 主幹 所長補佐 主任防災専門官 主任ビジョン専門員 主任県民運動専門官 主任青少年指導官 主任文化専門員	副室長 参事	室長 参事		

					専門員 課長補佐	主任生活 科学専門 員				
但馬文教府	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 青少年指 導専門員 文化専門 員 生活創造 活動専門 員 課長補佐	副館長 主幹 主任青少 年指導專 門員 主任文化 専門員 所長補佐	但馬文教 府長			
文化会館	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 青少年指 導専門員 文化専門 員 生活創造 活動専門 員 課長補佐	副館長 館長補佐 主幹 主任青少 年指導專 門員 主任文化 専門員 所長補佐	文化会館 長 副館長			
生活科学セ ンター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	生活科学 専門員 課長補佐	副所長 主任生活 科学専門 員 所長補佐	生活科学 センター 所長			
県税事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 室長 徴収専門 員 課税調査 専門員 軽油調査 専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐 主任徴収 専門員 主任課税 調査専門 員 主任軽油 調査専門 員	所長	所長		
健康福祉事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐 健康管理 専門員 栄養指導 専門員 地域保健 専門員 食品安全 専門官	所長 副所長 主幹 所長補佐 主任健康 管理専門 員 主任栄養 指導専門 員 主任地域 保健専門 員 主任食品 安全専門 官	所長 参事	所長		
但馬長寿の郷	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長	主幹	管理部長	但馬長寿 の郷長		
農林（水産）振 興事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	所長補佐 森林林業 専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長	所長		
農業改良普 及センター	職員	職員	主任 職員	普及主査	課長 課長補佐	所長 主幹	所長			
但馬水産事 務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 水産業專 門技術員	副所長 主幹 所長補佐	所長			

						課長補佐					
	土地改良事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 農用地専門員 技術専門員 課長補佐	所長 副所長 主幹 所長補佐	所長	所長		
	六甲治山事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
	土木事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 用地専門員 技術専門員 課長補佐	所長 副所長 主幹 所長補佐	所長 室長	所長		
	尼崎港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
	姫路港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
	但馬空港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
	東京事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	次長		所長	
	自治研修所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	次長		所長	
	職員健康管理センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	主幹 所長補佐		所長		
	職員会館	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	館長 副館長 職員福利センター 所長 課長補佐					
	県立大学	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 産学連携専門員 課長補佐 緑環境景観専門員 所長補佐	部次長 主幹 主任産学連携専門員 所長補佐	部長	副局長 部長	局長	
	広域防災センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 防災教育専門員 消防教育専門員 課長補佐	消防学校 副校長 主任消防教育専門員 所長補佐	部長 消防学校長	センター長		
	県立健康生活科学研究所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	主幹	部長	副研究所長		
	健康科学研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	主幹	副センター長 部長	センター長		
	生活科学総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 生活科学専門員 課長補佐	主任生活科学専門員	副センター長 部長	センター長		

保健所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐 健康管理 専門員 栄養指導 専門員 地域保健 専門員 食品安全 専門官	所長 副所長 主幹 所長補佐 主任健康 管理専門 員 主任栄養 指導専門 員 主任地域 保健専門 員 主任食品 安全専門 官	所長				
県立こどもの館 ^{やかた}	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 児童指導 専門員 課長補佐	副館長 主幹 主任児童 指導専門 員 所長補佐	幼児教育 センター 所長			館長	
こども家庭センタ ー	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 児童福祉 専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長	所長	所長		
県立女性家庭セン ター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	所長				
県立明石学園	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 主幹 所長補佐	園長				
県立総合衛生学院	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	教務主任 課長補佐	部次長 部長補佐	部長	副学院長	学院長		
食肉衛生検査セン ター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	食肉衛生 検査所長 副所長 主幹	食肉衛生 検査所長	所長			
動物愛護センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 動物管理 事務所長 支所長 主幹 所長補佐	所長				
県立身体障害者更 生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹	所長				
県立知的障害者更 生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長	所長				
県立精神保健福祉 センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 精神保健 福祉専門 員 課長補佐	主幹 主任精神 保健福祉 専門員 所長補佐		次長			
県立工業技術セン ター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部次長	部長	次長			
県立但馬技術大学 校	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 部次長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	部長 豊岡高等 技術専門 学院長	校長 副大学校 長			

県立高等技術専門 学院	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	学院長			
県立障害者高等技 術専門学院	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	学院長			
兵庫障害者職業能 力開発校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副校長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	校長			
旅券事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 出張所長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐		所長		
県立農林水産技術 総合センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 専門技術 員 農業教育 専門員 課長補佐	局次長 副室長 主任専門 技術員 所長補佐	局長 部長 室長	次長	所長	
農業大学校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 農業教育 専門員 課長補佐	副校長 主任農業 教育専門 員	校長			
農業技術センタ ー	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
北部農業技術セ ンター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
淡路農業技術セ ンター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
畜産技術センタ ー	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
森林林業技術セ ンター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	部次長 課長 林業専門 技術員 課長補佐	副所長 部長 部次長 所長補佐				
水産技術センタ ー	職員	職員	主任 職員	機関長 通信長 課長補佐 主査	船長 課長 漁業研修 館長 水産業専 門技術員 機関長 通信長 課長補佐	副所長 副場長 部長 内水面漁 業センタ ー所長 所長補佐 船長				
家畜保健衛生所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
森林動物研究セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 森林動物 専門員	主幹 主任森林 動物専門 員	部長	次長	所長	

県立淡路景観園芸学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 景観園芸 専門員 課長補佐	次長 所長補佐 主任景観 園芸専門 員 景観園芸 専門員	副校長 部長		学校長	
議会事務局	書記	書記	主任書記	主査	課長補佐 係長 政務調査 員 記録専門 員	副課長 主幹 課長補佐	課長 室長 参事	次長	事務局長	
監査委員事務局	書記	書記	主任書記	主査	課長補佐 係長	副課長 主幹 課長補佐	課長	次長	事務局長	
選挙管理委員会事務局	書記	書記	書記	書記		次長	書記長			
人事委員会事務局	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	課長補佐 係長	副課長 主幹 課長補佐	課長 参事	次長	事務局長	
労働委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査	課長補佐 係長	副課長 課長補佐	課長		事務局長	
収用委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査		主幹	事務局長			
海区漁業調整委員会事務局	書記	書記	主任書記	主査		事務局長 主幹	事務局長			
教育委員会事務局	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	主査	課長補佐 係長 管理主事 技術専門 員	室長 副課長 主幹 課長補佐 主任管理 主事 主任技術 専門員	課長 室長 参事	教育次長 参事		
教育委員会事務局 教育事務所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 管理主事 課長補佐	教育振興 室長 副所長 主幹 所長補佐 主任管理 主事	所長 参事	所長		
県立特別支援教育センター	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
県立南但馬自然学校	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副校長 所長補佐	副校長	校長		
県立但馬やまびこの郷	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	副所長	所長		
県立教育研修所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部長 所長補佐	部長 参事	所長		
県立美術館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	館長補佐		館長 副館長	

県立図書館	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査 司書	課長 調査専門 員 司書 課長補佐	館長補佐 主任司書 主任調査 専門員	次長 館長補佐	次長	館長	
県立歴史博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立人と自然の博 物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立コウノトりの 郷公園	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	副園長	園長		
県立考古博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 調査専門 員	主幹 主任調査 専門員	部長	副館長	館長	
県立の中学校、高等 学校、中等教育学校 又は特別支援学校	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	機関長 通信長 主査	事務長 船長 課長補佐 機関長 通信長	事務長 船長	事務長			
警察本部	職員	職員	主任 職員	主査 師範	課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 副主席師 範 係長 師範	次席 主席師範 主幹 課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 副主席師 範	課長 参事			
神戸市警察部	職員	職員	主任 職員		係長					
方面本部	職員	職員	主任 職員		係長					
警察署	職員	職員	主任 職員	主査 師範	課長 係長 師範	主幹 署長補佐				
警察学校	職員	職員	主任 職員	主査 師範	校長補佐 副主席師 範 係長 師範	副校長 主幹 校長補佐 副主席師 範	参事			

備考

- 1 教育委員会事務局のうち参事（教育委員会参事に限る。）の職務については、当分の間、10級とすることができる。
- 2 知事の内部部局の課長、文化会館のうち淡路文化会館の館長、農林（水産）振興事務局のうち姫路農林水産振興事務局の所長、県立明石学園の園長、県立総合衛生学院の学院長並びに県立高等技術専門学院のうち県立神戸高等技術専門学院及び県立姫路高等技術専門学院の学院長の職務については、当分の間、9級とすることができる。
- 3 知事の内部部局のうち農地整備課の主任換地専門員並びに営繕課及び工事検査室の主任工事検査専門員、並びに県立健康生活科学研究所生活科学総合センターのセンター長及び食肉衛生検査センターの所長の職務については、当分の間、8級とすることができる。
- 4 海区漁業調整委員会事務局のうち但馬海区漁業調整委員会事務局の事務局長の職務については、当分の間、7級とすることができる。
- 5 知事の内部部局の項から議会事務局の項まで、人事委員会事務局の項、教育委員会事務局の項から県立歴史博物館の項まで及び警察本部の項から警察学校の項までに規定する各組織に置かれる付の職務並びに県立学校（県立大学を除く。）に置かれる学校付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

別表第 2 中

「

但馬水産事務所	職員	研究員	主任研究員	主任研究員	主任研究員
県立健康環境科学研究センター	職員	研究員	主任研究員	研究主幹 主任研究員	所長 次長 部長 主任研究員
県立工業技術センター	職員	研究員	主任研究員 課長	副所長 研究主幹 主幹 主任研究員	所長 次長 部長 工業技術支援 センター所長 主任研究員
県立農林水産技術総合センター	職員	研究員	主任研究員	室長 副室長 研究主幹 主任研究員	次長 場長 場次長 室長 部長 参事 主任研究員
農業技術センター	職員	研究員	主任研究員	原種農場次長 主任研究員	所長 部長 病害虫防除所 長 原種農場長 主任研究員

」

を

「

知事の内部部局	職員	研究員	主任研究員	研究主幹 主任研究員	研究参事 主任研究員
但馬水産事務所	職員	研究員	主任研究員	主任研究員	主任研究員
県立健康生活科学研究所健康科学研究センター	職員	研究員	主任研究員	研究主幹 主任研究員	部長 主任研究員
県立工業技術センター	職員	研究員	主任研究員 課長	副所長 研究主幹 主幹 主任研究員	所長 次長 部長 工業技術支援 センター所長 主任研究員
県立農林水産技術総合センター	職員	研究員	主任研究員	室長 副室長 研究主幹 主任研究員	次長 場長 場次長 室長 部長

					参事 主任研究員
農業技術センター	職員	研究員	主任研究員	原種農場次長 主任研究員	所長 部長 次長 病虫害防除所長 原種農場長 主任研究員

に改める。

別表第3職員健康管理センターの項の次に次の項を加える。

県立健康生活科学研究所			健康科学研究センター長	所長 健康科学研究センター長
-------------	--	--	-------------	-------------------

別表第5を次のように改める。

別表第5（第6条の2関係）

警察職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
警察本部	係員 隊員	係員 隊員	主任 分隊長 係員 隊員	係長 小隊長 主任 分隊長	上席係長 小隊長	課長補佐 室長補佐 所長補佐 隊長補佐 場長補佐 中隊長 上席係長 小隊長	課長補佐 室長補佐 所長補佐 隊長補佐 場長補佐 中隊長	次席 副隊長 調査官	参事官 室長 監察官 課長 訟務官 隊長 場長 管理官
神戸市警察部	係員	係員	主任 係員	係長 主任	上席係長	課長補佐 上席係長	課長補佐	次席	課長 管理官
方面本部	係員	係員	主任 係員	係長 主任	上席係長	補佐官 上席係長	補佐官		
警察署	係員 隊員	係員 隊員	主任 分隊長 係員 隊員	係長 小隊長 主任 分隊長	課長 上席係長 小隊長	課長 警部派出 所長 空港警備 派出所長 連絡調整 官 上席係長 小隊長	課長 警部派出 所長 空港警備 派出所長 連絡調整 官	副署長 刑事官 生活安全 官 地域官 交通官 警備官 刑事生活 安全官 地域交通 官 警視派出 所長 空港警備 派出所長	署長 副署長
警察学校	係員	係員	主任 係員	係長 主任	上席係長	校長補佐 上席係長	校長補佐	副校長	校長 管理官

備考 この表に規定する各組織に置かれる付の職務については、6級、7級、8級又は9級とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。